

松本地域子ども応援プラットフォーム規約

(名称)

第1条 この会は、松本地域子ども応援プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）と称する。

(目的)

第2条 プラットフォームは、子ども・若者支援を行っている若しくは行おうとしている団体及び個人が、相互にネットワークを結び、新たに子どもの居場所を開設しようとする団体及び個人の求めに応じて、学習支援、食事提供、悩み相談等のノウハウを提供することにより、地域の実情に応じた一場所多役の子どもの居場所づくりを推進することを目的とする。

(活動内容)

第3条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 子どもの居場所づくりに関する情報交換
- (2) 子どもの居場所づくりに関する助言及び支援
- (3) 前条の目的に賛同する団体及び個人への参加の呼びかけ並びにネットワークづくり
- (4) その他、プラットフォームの目的を達成するために必要な活動

(構成員)

第4条 プラットフォームは、第2条の目的に賛同する団体及び個人をもって構成する。

- 2 プラットフォームに参加しようとするものは、別に定める参加申込書を代表運営委員に提出して、プラットフォームの構成員（以下「構成員」という。）となることができる。
- 3 代表運営委員は、構成員が前項の参加申込書に虚偽の記載をし、または誓約事項に違反した場合には、運営委員会の審議を経て、当該構成員を退会させることができる。
- 4 構成員は、プラットフォームを通じて営利を目的とした活動を行ってはならない。

(役員)

第5条 プラットフォームに次の役員を置く。

- (1) 代表運営委員 1名
- (2) 副代表運営委員 1名
- (3) 運営委員 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1名

- 2 運営委員、会計及び監事は構成員から選出する。
- 3 代表運営委員、副代表運営委員及び会計は、運営委員の互選により選任する。
- 4 代表運営委員、副代表運営委員会会計及び監事の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 代表運営委員は、プラットフォームを主宰する。
- 7 副代表運営委員は、代表運営委員を補佐する。
- 8 会計は、プラットフォームの会計を担当する。
- 9 監事は、プラットフォームの会計を監査する。

(総会)

第6条 プラットフォームの活動を実施するために、総会を開催する。

- 2 総会は、代表運営委員が招集する。
- 3 総会は、構成員で組織する。
- 4 総会は、次の場合において開催する。
 - (1) 代表運営委員が必要と認めるとき。
 - (2) 構成員から議題を示して開催の依頼があった場合において、代表運営委員が開催の必要があると認めるとき。
 - (3) 子どもの居場所を開設しようとする者から支援の要請があったとき。
- 5 代表運営委員は、総会に必要と認める者の参加を要請することができる。
- 6 総会の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、代表運営委員の決するところによる。

(運営委員会)

第7条 プラットフォームに運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) プラットフォームの運営に関する事項
 - (2) 総会に付する議案に関する事項
 - (3) 本規約に関する事項
 - (4) 代表運営委員において、運営委員会に付することを相当と認めた事項
- 3 運営委員会は、運営委員で組織する。
- 4 運営委員会は、代表運営委員が招集する。
- 5 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、代表運営委員の決するところによる。

(会計年度)

第8条 プラットフォームの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終

了する。

(関係機関との連携)

第9条 子どもの居場所の利用者のうち専門機関の支援が必要な子どもについては、必要な支援が得られるよう、速やかに連携を図るものとする。

(事務局)

第10条 プラットフォームの運営に係る事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の体制及び運営に係る事項は、事務局設置要領に定める。

(規約の変更)

第11条 本規約を変更しようとするときは、総会に出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、代表運営委員の決するところによる。

(委任)

第12条 本規約に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、代表運営委員が運営委員の意見を聞いて定める。

附 則

本規約は、平成30年2月21日から施行する。

本規約は、令和3年7月27日から施行する。

本規約は、令和5年5月25日から改正し施行する。

本規約は、令和6年5月30日から改正し施行する。